

地球社会入門 IIa

1. テーマ

地球市民の人権学

2. 授業内容

地球市民になるために、人権とは何かについて、その歴史的な生成と発展の過程に即して学ぶ。

3. 授業計画

- 1 地球市民学と人権
- 2 文明・帝国と人間
- 3 自治都市と人権
- 4 市民革命と人権 (1) イギリス革命
- 5 市民革命と人権 (2) アメリカ独立革命とフランス大革命
- 6 ナショナリズムと人権
- 7 植民地主義と人権
- 8 労働者階級と人権
- 9 帝国主義・社会主義と人権
- 10 国際社会と人権

4. 授業方法

初回はイントロダクションをかねて、第1章の授業を行う。反射光線と講義内容を渡すので、講義内容を見ながら反射光線の質問に答えていく。そのうえで、授業後に反射光線の答えをワープロできちんと作り、右肩に記されている日の授業の前に提出する。

その時にも説明するが、次回以降の授業の資料は庄司のホームページからダウンロードする。ホームページは2つあり、

一つは「市民の社会学をめざして <http://www.kokshoji-globalcitizen.com/>」、

もう一つは「地球市民学を創る <http://www2.seisen-u.ac.jp/~shoji/>」。

前の場合は「市民のための社会学」、後の場合は「清泉女子大学地球市民学科」、のなかから探す。

前のほうが更新が早いので、必ずそちらを見てダウンロードすること。後のほうを見て「まだ出ていなかった」という抗議は受け付けない。

資料は基本的には、次回の授業についての設問を記した反射光線とそれに答えるために講義内容を説明したプリント。および座席表。プリントと教科書及びその他の参考書を元に反射光線の設問への回答を準備してくる。反射光線は提出せずに手元に置く。授業は対話形式で反射光線の内容について聞いていくので、どの設問にも答えられるように準備してくる。

授業では、自分があつた場合には質問に答えたり、そうでない場合には他の人が答えたり、先生が説明したりするのを聞きながら、自分で反射光線の内容を直していく。直して改善した反射光線は指定された日の授業前に先生に提出する。そのコピーを自分の手元にためておいて、最後のレポートを執筆するさいの参考にする。

授業の最後までに、地球市民の視点から見た人権と共生の諸問題について、自分なりの意見をもてるようにする。

5. 評価方法

毎回の出席と対話授業への参加（質問への回答などと反射光線の提出）で70%、学期末レポートで30%、というふうに評価する。授業に三分の二以上出席しない者、および学期末レポ

トを提出しない者は評価の対象にしない。

6. 教科書・参考書

教科書：『人件宣言集』（高城八尺・末延三次・宮沢俊義編、岩波文庫、初版 1957 年）。

教科書：佐藤次高・木村靖二・岸本美緒『詳説世界史』（山川出版社）。高校世界史の教科書で使用してまだ持っている場合は、それを使って良い。持っていない人は購入する。

教科書：庄司興吉編著『地球市民学を創る』（東信堂）

I 地球市民学と人権

1 地球市民学とは？

市民 **citizen** とは、自分の生き方を自分で決め、自分の生きる社会のあり方・行き方を自分で決めていく人間。

その制度的保障は普通選挙。

私たちは日本社会の市民。国民と市民の関係。日本国民は日本国市民。

地域社会にたいしても市民。住民と呼ばれることが多い。住民と市民の違い。

他方、国際社会 **international society** にたいしては、日本政府をつうじて間接的に市民。国際市民。

しかし、社会が急速に広がってきて、世界的規模の社会＝世界社会 **world society** や地球規模の社会＝地球社会 **global society** が見えてきた。

国際社会と世界社会、地球社会の違い。

世界社会と地球社会の違い。

世界社会と地球環境。

地球社会は地球環境を内化していく社会。

私たちは、今や日本市民、国際市民に加えて、世界市民、さらには地球市民にならなくてはならない。

そのために基本的な知識と考え方を学ぶのが地球市民学。

2 地球市民学にとっての人権

地球市民学にとって、人権はキーコンセプト。

いろいろなことを考え、対処していくさいの鍵となる概念。

なぜなら、人は生まれてきた以上人権を保障されなければならない、すべての社会はすべての人に人権を保障しなくてはならないから。

こういう考え方＝人権思想は、これまでの人類の歴史、とくにこの1世紀ほどの歴史をつうじて、世界中の多くの人びとに共有されるようになったもの。

その背後には、ヨーロッパの中世に発する1000年ほどの歴史があり、さらにその背後には、1万年ほどに及ぶ人類の文明史、さらにその背後には500万年にも及ぶヒトから人間への進化の歴史がある。

3 人権とは？

人権 **human rights** とは人間の権利。

では、人間とは？

文明を持つ動物。

文明を持つまえはヒトだった。

ヒトは道具を使い、やがて言葉を使うようになり、これらによって文化を持っていたが、農業を知らず、富の蓄積のうえに成り立つ文明を知らなかった。

文化 **culture** と文明 **civilization** の違い。

ヒトは文明を持って初めて人間になった。

人間はやがて都市に住んで市民となり、人間の権利すなわち人権に目覚めていく。

市民は人権を嚮導理念 **leading idea** とするようになり、近代的な市民となってきた。

その過程をこれから学ぶ。

4 宇宙の歴史

では、ヒトはどこから来たのか？

キリスト教の説明：天地創造説。他の宗教も同じような説明。

現代科学の説明：ビッグバンによる宇宙の誕生（百数十億年前）と進化

太陽系の形成：星雲説、46億年前、全質量の99.7%は太陽自身のもの

水星、金星、地球、火星、木星、土星、天王星、海王星（、冥王星＝矮惑星 dwarf planet）

地球上の原始生命の誕生、35億年前、オパーリン（コアセルベート説）、遺伝子

5 生物進化とヒト

先カンブリア時代（～6億年前）：細菌、海藻、菌類、無脊椎動物

古生代（～2億4200万年前）：シダ植物、裸子植物、魚類、両生類、昆虫類、爬虫類

中生代（～6400万年前）：裸子植物、被子植物、双子葉類、恐竜類、鳥類、哺乳類出現

新生代（～現在）：双子葉類、単子葉類、草本植物、哺乳類多様化、ヒトの祖先出現

ヒトの進化（500万年ほど前から）

類人猿：オランウータン1200万年前、ゴリラ800万年前、チンパンジー400万年前

ヒト属以前（猿人、550万年前-120万年前）：アルディピテクス、アウストラロピテクス、ケニヤントロプス、バラントロプス、など。ゴリラ並みの脳の大きさ、大きな顎と歯、直立開始、粗製礫石器使用

ヒト属（ホモ、200万年前-）：

ホモ・ハビリス 240万年前-140万年、アウストラロピテクスに似る。

ホモ・エレクトゥス（原人、180万年前-7万年前）：ジャワ原人、北京原人、猿人の2倍大の脳、顎と歯はやや退縮、直立ほぼ完成、改良された打製石器、火と言語を使用、集団狩猟

ホモ・エルガスター、ホモ・セプラネンシス、ホモ・アンテセッサ、ホモ・ハイデルベルゲンシス、ホモ・ローデシアンシス

ホモ・ネアンデルターレンシス（旧人、25万年前-3万年前）：猿人の3倍大の脳、顎や歯は大きい、石器多様化、薄片石器、宗教観念発生、精神生活

ホモ・サピエンス（新人、25万年前-）：クロマニヨン人、周口店上洞人、現代人、丸味ある脳頭蓋、直立完成、おとがい形成、骨角器、洞穴絵画、旧石器時代終期から現代までの文化。

6 ヒトから人間へ

英知（叡智）人 *homo sapiens*

もっと前から工作人 *homo faber*：旧石器時代、新石器時代、青銅器時代、鉄器時代
工作人から英知人へ

火と言語使用の意味：太陽の恵みを利用して文化を
宗教

言語使用の段階：単語、文、変化や助詞・助動詞など
文化から文明へ

II 帝国と人間

1 採集・狩猟・漁労の生活

新石器時代へ

打製石器から磨製石器へ

骨角器、土器、木器なども使用

言語の発達：意味作用による意味世界の創出へ→シンボリズム

バンドあるいはホルド：小家族の小連鎖

環節的社会：単環節社会から多環節社会へ（デュルケム）

生と死をめぐるシンボリズム：内的自然と外的自然の関係づけ、宗教の萌芽

シンボリズムと経験的思考の照合への動き：自然認識の向上

2 農耕（農業）革命

約一万年前から

芋+家畜の世界

米+家畜の世界

麦+家畜の世界

家畜に依存して移動する世界

定住、富の蓄積、階層性の出現

木器から鉄器へ：ヒッタイト 15c.b.c.-c1190b.c.、鉄器でメソポタミアを支配。それ以後、広まる。

農具と武器：農具が人に向けられれば武器になる

戦争の登場：労働の対人化——人を相手にモノを奪ったり、作らせたりする

そのための内と外の区別：われわれとヤツラ、共同性の弁証法

宗教の役割：以上のことを言語的に説明し納得しあう

国家の出現：語り合って納得しあうだけで足りない部分を力で押さえるようになる

3 文化から文明へ

文化と文明

人間が生きるために身に着けていくやり方（技術）と考え方（思想）が文化

文化が農耕（農業）革命をふまえて都市を中心に展開していくのが文明

道具を基礎にした文化→道具と言語を基礎にした文化（意味世界の登場）→総合的な文化→都市中心に文明として展開

宗教と国家

言語によって生きる世界を説明し（世界認識）、人びとを従わせていく（統治）、のが宗教

世界認識から統治の機能が分化し、物質的に定在する（目に見える形である）ようになってできるのが国家

国家に官僚組織（家産官僚制）ができ、武力が集中。それを維持するための徴税

宗教と国家の基礎となりながら、それを不安定化するものとしての市場

物と物との交換、貨幣、売買春の発生、欲望の膨張と規律の弛緩

国家は都市をつくり、支配の拠点とするとともに、市場をできるだけそこに集め統制しようとする。

都市と農村の分化

都市中心社会の形成→文明社会

4 宗教・国家・市場・都市

宗教はこうした動きにたいして、自己変革を行い、その本来の任務——世界認識とそれにもとづく社会の統合——への力を回復しようとする。

ユダヤ教からキリスト教へ

仏教

儒教と道教

イスラーム

古代ギリシアは例外

宗教から哲学へ

ポリス社会と結びついて「市民社会」の先取的開花

ヘレニズムで拡散

国家は宗教改革の成果を取り込み、統治能力を強めようとする。

市場はこうした過程で確実に広がり、厚みを増してくる。

国家と市場との媒介者としての都市の役割がますます高まっていく

5 帝国の形成

皇帝とその家臣団が、都市を拠点に、宗教を用いて、国家を作り、市場を統制しながら、支配権を広めていく。

そうしてできるのが帝国。

したがって、帝国は文明の具体的な形。

メソポタミア、エジプト、インド、中国

ローマ、イスラーム、モンゴル

トルコ（オスマン帝国 1299-1922）や中国（清朝 1644-1912）は連綿と20世紀までアメリカ大陸でも、スペインに滅ぼされるまではほぼ同様の動き

日本：帝国の痕跡を天皇制として残す国

6 皇帝と人民：家産官僚制・都市民・農村民

皇帝、神官、家臣団：家産官僚制

皇帝は集中する財産を神官や家臣団に分け与えて、忠誠を引き出す

都市民は、農村から生産物を集めるとともに、自らも加工品をつくり、家産官僚制を支える。

農村民は、土地を基礎に農耕と牧畜その他を行い、帝国全体の基礎を支える。

人民は、引き替えに、世界認識と安全と人生の意味を与えられる。

富の集中＝権力の集中。階層差。不平等。基礎に人間として避けられない性、誕生、成長、老化、病気、死、などの運命（人間の限界状況←実存主義）。

それらを納得し、納得させるための物語＝神話、神話＋儀式＝宗教

特異点に立つものの神格化、その他のものはすべて神に従う者

皇帝は自ら主体化しつつ他のすべての人間を客体化

上位主体化・下位主体化＝客体化

上位主体化する者に人間の諸能力が集中し、下位主体化＝客体化される者に人間の権利なる概念は生じない。

やがて、権力の自立、腐敗＝上位主体の実態暴露→反乱

奴隷の反乱、家臣の反乱、市民の反乱、農民の反乱

反乱の繰り返しのなかから下位主体化＝客体化された人びとの再主体化への動き

こうした動きのなかで人権概念が少しずつ醸成されていく

III 自治都市と人権

1 古代都市

帝国の都

神殿、宮殿、家臣団の住居、市場、「市民」の住居

周囲は一面の農村、特異地域

2 例外としてのギリシア・ポリス

古代ギリシアで、紀元前6～5世紀に、帝国から自由になった人びとの都市（ポリス）ができる。

テーバイは王国だった。オイディプス。スフィンクス。

スパルタは軍事都市。

アテナイの民主主義。

アテナイにも神殿（アクロポリス）はあった。しかし、改革を重ねて民主主義に。ソロンからペリクレスへ。成年男子市民に参政権。直接民主主義。が、奴隷制を基礎に。奴隷が1/3。デロス同盟でギリシアを支配。

マラトンの闘い(490bc)、サラミスの海戦(480bc)などでペルシアを破る。

しかし、ペルシアに操られて都市間抗争をくり返し、4世紀以後衰退。

奴隷制のため、市民は、農業以外の生産活動を重視せず、科学技術を生産に応用しようとしなかった。

3 ヨーロッパ封建社会とカトリック教会

キリスト教がローマ帝国のなかで普及し、やがて公認される。

313 ミラノ勅令、コンスタンティヌス帝。

375 ゲルマン民族の大移動始まる。

395 ローマ帝国分裂。

476 西ローマ帝国滅亡。ゲルマン人の傭兵隊長オドアケル Odoacer に滅ぼされる。

481 フランク王国。

6C末～ ローマ教会独立の方向へ。ベネディクトゥスの修道院。教皇 Pope。

8C末 ローマ教皇領できる。

800 カールの戴冠。「西ローマ帝国」復興。

843 ヴェルダン条約、フランク三分。870 メルセン条約、独・仏・伊の起源。

962 東フランクのオットー1世、ローマ皇帝位。神聖ローマ帝国。

11C中頃、ギリシア正教会とローマ・カトリック教会に分裂。

ヨーロッパ封建社会。荘園が基礎。諸侯が所有し、農奴が耕す。諸侯は王、騎士などとたがいに契約関係。分権的。王に権力が集中していくのは後になって絶対主義に向けて。

カトリックの優位。1077 カノッサの屈辱。

叙任権闘争。皇帝ハインリッヒ4世、教皇グレゴリウス7世に謝罪。

4 十字軍

1095 ウルバヌス2世、クレルモン教会会議。

1096 第1回十字軍。1099 イェルサレム王国。

1147-49 第2回。不成功。

1189-92 第3回。聖地回復ならず。

1202-04 第4回。コンスタンティノーブルを占領してラテン王国。

1212 少年十字軍。悲惨な結末。

1228-29 第 5 回。外交的に一時聖地を回復するが、永続せず。

1248-54 第 6 回。神聖ローマ帝国皇帝フリードリッヒ 2 世が破門されたままおこない、交渉でエルサレムを奪回したが、評価されず。

1270 第 7 回。北アフリカを攻めたが、失敗。

宗教的情熱が基礎にあったが、教皇の意図、諸侯・騎士の意図、商人の意図、農民の意図などが複雑に絡む。

5 商業ルネサンスと自治都市の誕生

11-12 世紀、商業ルネサンス。

都市の発展：イタリアの都市。北ドイツの都市。フランドル地方の都市。ロンドン。シャンパーニュ地方。ライン川沿い。ドナウ川沿い。

特許状を得て自治都市に：ロンバルディア同盟。ハンザ同盟。

市民の自治：商人ギルド。同職ギルド。ツunft闘争。

フッガー家：アウグスブルグ。15-16 世紀に力をふるう。宗教改革の原因に。

メディチ家：フィレンツェ。14 世紀に台頭。15-16 世紀に力をふるう。宗教改革の原因に。

6 集権国家と市民の成長：マグナ・カルタから宗教改革へ

市民の成長を背景に諸侯・国王側に巻き返しの動き。集権国家へ。

この途上、イギリスで、ジョン王 1199-1216 の失政。フランス領地の大半を失ったばかりでなく、教皇インノケンティウス 2 世と争って破門される。財政難で重税を課す。

マグナ・カルタ Magna Carta、1215 (『人権宣言集』 pp.34-54

貴族が王に善政を求める。

新課税は高位聖職者・大貴族の集会の承認が必要。教会や都市の特権の尊重。商人の自由交通を許可。とくに第 39 条、合法的裁判の権利。

王の圧政にたいする自由の主張の初めとして、イギリス憲政史上の画期的事件に。

ジョン王のあと、ヘンリー 3 世、マグナ・カルタを無視。

1265 シモン・ド・モンフォールの乱、王を破る。高位聖職者・大貴族の会議に州や都市の代表を加えて国政を協議。イギリス議会の起源。

1295 エドワード 1 世、模範議会を招集。

14 世紀半ば、上院と下院に別れ、法律の制定や新課税には下院の承認必要に。騎士が軍事的性格を失ってジェントリ（郷紳）となり、都市市民と並んで下院の勢力に。

ヨーロッパ全体で諸侯・国王の力強まる。

1309-77 教皇のアヴィニョン補囚（バビロン補囚）。

これらを背景にさらに市民の成長。それをふまえてカトリック批判。

宗教改革へ。

14C 後半、イギリスにウィクリフ。

14-15C、ボヘミアにフス。フス戦争。

カトリック批判が農民にまで広まる。農民の反乱。諸侯の権力まで脅かされる。

1381 イギリスでワット・タイラーの乱。

指導者ジョン・ボール John Ball の言葉：When Adam dalf [dug] and Eve span [spun], who was then a gentleman?

1385 フランスでジャクリーの乱。

IV 市民革命と人権（1）三大変革とイギリス革命

1 ルネサンス（再生）

自治都市で成長した市民たちのなかから、新しい時代を開く動きが起こる。人間の再生。ルネサンス、14C～16C。ヒューマニズム(人文主義、人間主義)。

文学：ダンテ 1265-1321、ボッカチオ 1313-75、トマス・モア 1478-1535、シェークスピア 1564-1616、エラスムス 1469-1536、ラブレー 1494c-1553、モンテーニュ 1533-92、セルバンテス 1547-1616

美術：ボッティチェリ 1444c-1510、レオナルド・ダ・ヴィンチ 1452-1519、ラファエロ 1483-1520、ミケランジェロ 1475-1564、ファン・アイク兄弟 1366c-1426, 1380c-1441、ブリューゲル 1528-69、デューラー 1471-1528

社会・政治：マキアヴェリ 1469-1527、政治を宗教・道徳から切り反す←メディチ家
技術と科学；火砲、羅針盤、活版印刷、グーテンベルク 1400c-68、コペルニクス 1473-1543

2 大航海

市民の企業心の高まり

君主の財政的要求

(イベリア諸国) 国土回復運動 Reconquista ではぐくまれた戦闘的な異教徒征服精神
マルコ・ポーロ 1254-1324 『世界の記述』(東方見聞録) 1298 の影響
香辛料への欲求

インド航路：ポルトガルの航海王子エンリケ 1394-1460 の奨励、ジョアン 2 世へ、1488
バルトロメウ・ディアス 1450c-1500 喜望峰到達、1498 ヴァスコ・ダ・ガマ 1469-1524 イ
ンド・カリカット到達、リスボンの繁栄

大西洋航路：スペイン女王イザベル、1492 コロンブス 1451-1506 アメリカ到達←トス
カネリ 1397-1482 の影響、インディオ(インディアン)の語源、1500 ポルトガル人カブラ
ル 1460c-1526 ブラジルに到達、アメリゴ・ヴェスプッチ 1454-1512 「アメリカ大陸」を確
認、1519 マゼラン 1480c-1521 とその一行、世界周航を成し遂げる、

1521 コルテス 1485-1547 アステカ征服、1533 ピサロ 1470-1541 インカ征服
商業革命→世界商業圏、価格革命←ポトシ銀山(ボリビア南部 1545-

3 宗教改革

レオ 10 世 1513-21、免罪符(贖宥状)の大量発行

1517 マルティン・ルター 1483-1546、95カ条の論題、『キリスト者の自由』1520

1521 ローマ教皇に破門、カール 5 世に説の撤回を迫られるが、ザクセン選帝公にかく
まわれる、1524-25 ドイツ農民戦争、ミュンツァー 1490c-1525、1555 アウクスブルグの和
議

スイス：1523 ツヴィングリ 1484-1531 宗教改革始める、カルヴァン 1509-64、予定説、
長老主義←→司教(監督)制度、プロテスタンティズムの成立

イギリス：ヘンリー 8 世、ローマと絶縁。エドワード 6 世、プロテスタンティズムを
取り入れる。1559 エリザベス 1 世、統一法、国教会の確立、イギリス革命の前提

対抗宗教改革：1545 トリエント公会議、イエズス会、イグナティウス・ロヨラ
1491c-1556、フランシスコ・ザビエル 1506c-52、宗教戦争、魔女狩り

4 ピューリタン革命

絶対主義、国王への権力集中、重商主義、市民階級は王権を支持、スペイン、オランダ、イギリス、フランス

1618 30年戦争、ボヘミア（ベーメン）におけるプロテスタントの反乱をきっかけに神聖ローマ帝国を舞台として戦われる、1648 ウェストファリア条約、以後の国際関係の枠組を決める、ドイツの立ち後れ、プロイセンとオーストリア、ロシア

ジェームズ1世 1603-25、王権神授説、チャールズ1世 1625-49、政策改めず、この間に独立自営農民 yeoman、郷紳 gentry が成長、ピューリタンが力まず。

1628 権利の請願：議会の承認なしに租税を徴収しない、国民を法律によらず逮捕しない、など。下院（庶民院 House of Commons）が主導権を握り、上院（貴族院 House of Lords）を協力させて実現。『人権宣言集』 pp. 55-62. チャールズ1世、これを守らず。

ピューリタン革命：1640 短期議会、それが長期議会-1653 へ。1642 王党派と議会派の内戦、クロムウェル Oliver Cromwell 1599-1658、王党派を打ち破り、独立派の立場で長老派を議会から追放して、1649 チャールズ1世を処刑、共和制へ。

しかし、水平派 Levellers を弾圧しつつ、アイルランド、スコットランドを征服。1653 終身の護国卿 Lord Protector に。

5 名誉革命。

1660 王政復古、チャールズ2世。専制的になり、カトリック復活を試みる。

1673 議会抵抗、審査法で官吏と議員を国教徒にかぎる。

1679 人身保護法：国民を不当に逮捕しない、市民的自由を保障。『人権宣言集』pp.63-77.

ジェームズ2世、カトリックの復活と絶対主義の再建。1688 議会、長女メアリとウィレム3世を招く。1689 ウィレム3世とメアリ2世、権利の宣言を承認して王位に。名誉革命。

権利の章典。前王ジェームズ2世の所業を糾弾し、王の権限を制限し、選挙の自由、言論の自由、不当な課金や刑罰の廃止、などを定める。人民の権利と自由の確認。『人権宣言集』 pp.78-89.

王位継承法。王位がメアリ、妹アン、ウィレムのいずれの子孫にも行かない可能性が出てきたので、王位が専制につながるカトリック系の継承者に行かないよう定める。併せて裁判官の独立を明記。『人権宣言集』 pp.90-96.

6 イギリス革命の意義と限界

ピューリタン革命の国王処刑 1649 がピーク。

市民たちがピューリタニズムでまとめ、平等主義者 Levellers の下からの突き上げをテコに王政を倒す。

クロムウェルの独裁を許したのは、市民たちが水平派の行き過ぎをおそれ、クロムウェルの弾圧に期待したから。

独裁者の死後、王政復古。

王の逆行をおそれて市民たちが再度の革命を起こしたのだが、急進派の台頭をおそれて妥協したのが名誉革命。

イギリスはこれ以後、トーリーとホイッグの対立。立憲君主制の下での政党政治へ。

参政権はかなりの土地財産を持つ者（ジェントリや貴族）だけにかぎられる。市民や労働者が参政権を獲得するのはその後の長い運動をつうじて。

V 市民革命と人権（2）アメリカ独立革命とフランス大革命

1 イギリス革命と植民地形成

市民革命の前提は、市民たちの、ルネサンスをつうじての人的成長と、宗教改革をつうじてのカトリック教会からの解放であったが、それに加えて大きかったのは、大航海時代以後の植民地形成をつうじての富の形成であった。

ポルトガルとスペインは大航海時代の先頭を切ったが、国王の主導権が強すぎ、市民たちの成長にはつながらなかった。

16世紀をつうじて、オランダの都市で市民たちが成長し、その力で16-17世紀にアジアや北アメリカに食い込む。

ついで、絶対王政を確立したイギリスとフランスもあとを追う（絶対王政は王が市民たちを味方に付けて封建諸侯を従わせた結果）。

アジアでは、インドネシアと南アフリカに植民地をつくったオランダのあとを追って、フランスとイギリスが進出し、インドはイギリスの手中に。

北アメリカでは、1621 オランダが築いたニューアムステルダムを、1664 イギリスが奪ってニューヨークに。その後18cまでに13の植民地。フランスと争って北アメリカ主要部を手中に。フランスはカナダ（ケベック）に。

奴隷貿易：三角貿易（ヨーロッパ：武器や雑貨→アフリカ：奴隷→アメリカ：砂糖・綿花・タバコ・コーヒー→ヨーロッパ）で莫大な利益。→資本蓄積。アフリカ西海岸：労働力失って大きな損害

2 アメリカ独立革命

イギリスから渡った植民者たちが、本国が市民革命の成果を自分たちに及ぼしていないことに気づき始める。

1765 印紙法←「代表なくして課税なし」と反発。1773 茶法、ボストン茶会事件。

1774 フィラデルフィアで大陸会議。以後、中央政府の役割。1775 独立戦争開始、ワシントン総司令官。1776 独立宣言。

独立宣言

ロックの影響と植民地体験をもとにトマス・ジェファソンが起草。人間の自由・平等、社会契約説、圧政にたいする反抗の正当性。→『人権宣言集』114

1783 パリ条約。イギリス、アメリカ合衆国の独立を承認。1787 合衆国憲法。共和国の民主主義（人民主権）。連邦主義。大統領、上院、下院。三権分立。1789 ワシントン初代大統領に。

3 ヴァージニア権利章典から憲法修正10カ条へ

ヴァージニアの権利の章典 1776：ジョージ・メーソンが起草。

①生命と自由の権利、②人民主権、③抵抗権・革命権、④公職公正、⑤三権分立、⑥選挙の自由、⑦官憲は人民に従う、⑧公正裁判の権利、⑨罰金と刑罰の制約、⑩一般逮捕状の禁止、⑪陪審裁判、⑫言論出版の自由、⑬文権 civic power 統制、⑭統一政府、⑮自由なる政治の方法、⑯信教の自由。→『人権宣言集』pp.108-112.

憲法修正10カ条 1791：連邦憲法の権利の章典

①信教の自由・言論出版の自由、②武装権、③兵士舎営の制限、④不当搜索・逮捕の禁止、⑤生命・財産の権利、⑥正当裁判の権利、⑦裁判に訴える権利、⑧過大な課金・残虐な刑罰の禁止、⑨人権の保留、⑩権限の留保。→『人権宣言集』pp.120-122.

4 フランス大革命と人および市民の権利宣言

アメリカ独立革命がヨーロッパ大陸に影響。

とくにフランス。絶対王政が行き詰まり、市民たちの力が伸びていた。パリのような大都市では、金持ち（ブルジュワ）だけでなく、一般市民から末端の市民までが王政に不満を持つようになっていた。

旧制度。第一身分、第二身分、第三身分。啓蒙思想。シェイエス。 1789.5 三部会招集。1789.6 国民議会、球技場の誓い。1789.7.14 バスティーユ襲撃。8.4 封建的特権の廃止。8.26 人および市民の権利宣言：フランス人権宣言→『人権宣言集』 pp.128-133.

①自由・平等、②自然権の保全：自由・所有権・安全・圧政への抵抗、③主権在民、④自由の意味、⑤法の意味、⑥法は総意の表明・法の前での平等、⑦遵法主義、⑧罪刑法定、⑨無罪の可能性、⑩意見の自由、⑪思想・言論の自由、⑫武力の公益性、⑬租税の配分、⑭租税追及の自由、⑮公職者追及権、⑯権利の保障・権力の分立、⑰所有権の不可侵。

5 フランス革命の展開とナポレオンの盛衰

パリで革命が起こると、全国の市民だけでなく、困窮していた農民たちも蜂起した。フランス国家「ラ・マルセイユーズ」の意味。「市民たちよ、武器を取れ。隊列を組め。いざ進もう、いざ進もう。」

1792 共和政

1793.1 ルイ16世ら処刑

1793.4 ジロンド憲法草案・権利宣言→『人権宣言集』 pp.134-140.

コンドルセの主導、明確化、労働ではなく労働力の売買(20)、初等教育の義務化(23)

1793.6 ジャコバン独裁、ロベスピエール、恐怖政治

山嶽党 *Montagnards* 憲法・権利宣言→『人権宣言集』 pp.141-147.

共同の幸福(1)、平等・自由・安全・所有権(2)、自由の根拠：自然を原理・正義を規準・法を擁護者(6)、奴婢の否認(18)、公の救済(21)、教育(22)、唯一人でも圧迫されるときは社会統一体への圧制(34)

1794.7 テルミドールのクーデタ

1795 共和暦第3年の権利義務宣言→『人権宣言集』 pp.148-153.

権利と分けて義務を明記。男性中心(4)。

総裁政府。安定せず、ナポレオンの軍事支配に期待が集まる。

1799 ナポレオン統領政府、独裁

1805 ナポレオン、皇帝に。ヨーロッパ大陸支配。1812 ロシア遠征。

1814 退位、エルバ島に。1815 ワーテルローの大敗、セントヘレナに。

6 市民革命の波及

ウィーン体制、メッテルニヒ、正統主義、中立スイス、ドイツ連邦、神聖同盟。

自由主義とナショナリズムの反発。

ラテンアメリカ諸国の独立。アメリカのモンロー主義。メッテルニヒ、干渉できず。

1830 7月革命。イギリスではチャーティスト運動。

社会主義思想の登場：オーウェン、サン・シモン、フーリエ、ルイ・ブラン、ブルードン

1848 2月革命、3月革命、ドイツ・オーストリアにも。メッテルニヒ失脚。諸国民の春。

イタリア 青年イタリア。ロシア、ナロードニキの運動。日本、1868 明治維新。

VI ナショナリズムと人権

1 市民と国民

市民は普遍性として現れたが、国民 Nation としてまとまり、強くなろうとする。

ナショナリズム（国民主義）は、市民主義の発展であるとともに、自己限定である。

それは国家を表にたてて膨張し（国家主義）、自ら否定したはずの王国や帝国の相貌を帯びる。大英帝国。自生ナショナリズム。

そのため、それに対抗して市民化しようとするものは、それだけいっそう国民性を強調し、ナショナリズムを強化する。独立（孤立）ナショナリズム。革命ナショナリズム。対抗ナショナリズム。

それらが世界を領土化しようとするなかで、それらのあいだに割り込み、市民化しようとするものは、さらにそれだけ国民性を強調し、ナショナリズムを強化せざるをえなくなる。後追いナショナリズム。

割り込み競争からも脱落しそうになった未成熟市民社会で、早熟的に市民社会超克の動きが急進し、「社会主義」が生まれる。後追いナショナリズムから革命ナショナリズムへ。

2 自生ナショナリズム：イギリス

名誉革命のあと、18C後半から産業革命に。海外市場。

第二次農地囲い込み：農業革命←→第一次：15C末～17C半ば、毛織物、規模小さい。

資本と労働力、資源、木綿工業、蒸気機関 1769 ワット、機械工業、鉄工業

蒸気機関車 1814 スティーヴンソン、（蒸気船 1807 フルトン、）交通革命、世界の工場

ベルギー、フランスに波及。ドイツ・アメリカへ：やがて重工業・化学工業。さらに、

ロシアと日本へ。

資本主義体制、人口の都市集中、労働問題・社会問題

アダム・スミス『諸国民の富』1776：産業革命をふまえ、分業の偉大な力を強調。分配は市場に働く見えざる手 *invisible hand* で調整。←同情、共感 *sympathy*。自由貿易へ。

植民地拡大。（本当に自生か？ アイルランド問題、国内植民地と海外植民地）

奴隷貿易禁止法 1807→奴隷制廃止法 1833→『人権宣言集』 p.97-

3 独立（孤立）ナショナリズム：アメリカ

独立革命後、孤立主義、しかしヨーロッパ列強に対抗してアメリカ大陸を支配

モンロー *Monroe, James* 1758-1831、第5代大統領。在職 1817 - 25年。モンロー主義。

第7代ジャクソン大統領 1767-1845、在位 1829-37。西部の出身で民主政治。民主党 vs. 共和党へ。

アメリカ・メキシコ戦争 1846-48。テキサス、オレゴン、カリフォルニアができる。

西漸運動。やがて、日本にペリー 1794-1856 が来て、開国を迫る。

先住民（インディアン）の抵抗←強制移住、保留地へ。

南北戦争 1861-65：奴隷制をめぐる対立、リンカン、奴隷解放宣言 1963.1, ゲティスバーグの演説 1963.11, 南軍降伏 1965.4.9, リンカン暗殺 1965.4.14、憲法修正 13, 14, 15 条→『人権宣言集』 p.123-

南部で奴隷制温存、西部開拓、大陸横断鉄道 1869、世界一の工業国へ、移民の役割

4 革命ナショナリズムから対抗ナショナリズムへ：フランス

ナポレオン時代：革命ナショナリズム→対抗ナショナリズム

それ自体がナショナリズムをかき立てる。ナポレオン戦争の意義。スペイン、プロイセン、ロシアなどへの影響。ラテンアメリカ植民地の独立運動への影響。

七月革命、ルイ・フィリップ、七月王政

社会主義思想：オーウェン、サンシーモン、フーリエ、ルイ・ブラン、プルードン

1848 二月革命、1848 年憲法、第二共和政→『人権宣言集』 p.158-、民主主義、友愛主義、社会権尊重、平和主義、政治的事件での死刑廃止(5)、奴隷制の禁止(6)、労働の自由・社会の責任(13)

1852 ナポレオン 3 世、第二帝政

1870-71 プロイセン・フランス戦争に破れる

1871. 3/28-5/28 パリ・コミューン、1875 共和国憲法、第三共和政

5 後追いナショナリズム：イタリア、ドイツ、日本

イタリア

二月革命後、マッツイーニ、青年イタリア党、ガリバルディ

1861 イタリア王国←ヴィットーリオ・エマヌエーレ 2 世 (サルデーニャ王)

1870 ローマ教皇領占領

ドイツ

1834 ドイツ関税同盟

1848 三月革命後、49 フランクフルト憲法 (『人権宣言集』 p.169-)、オーストリアを含むかどうかで大ドイツ主義と小ドイツ主義の対立。小ドイツ主義で可決。フリードリッヒ・ウィルヘルム 4 世の国民権嫌悪で施行されず。

1850 プロイセン憲法。国王と議会の妥協。→『人権宣言集』 p.187-、公民権(3)、法の前の平等(4)、人身の自由(5)、住居不可侵(6)、裁判を受ける権利(7)、罪刑法定(8)、所有権の不可侵(9)、学問の自由(20)、教育の義務(21)、など。

1861 プロイセン王ヴィルヘルム 1 世、ビスマルクを宰相に。

1866 プロイセン・オーストリア戦争、北ドイツ連邦

1870-71 プロイセン・フランス戦争、アルザス・ロレーヌ取得。

1871 ドイツ帝国。男子普通選挙、しかし議会は無力、文化闘争

1878 社会主義者鎮圧法、社会民主党弾圧、しかし社会政策

日本

1853 ペリー来航：吉田松陰、坂本龍馬ら、日本統一のため奔走

1868 明治維新

1880 元老院の国憲 (『人権宣言集』 p.384-)、ベルギー憲法とプロイセン憲法の影響。「建国の体に基づく」ことが足りないとして、採用されず。

1889 大日本帝国憲法→『人権宣言集』 p.387-。臣民権利義務。いちおう権利宣言の性格、だがきわめて不十分。兵役・納税義務の先行。条件付き自由。

1890 二院制の議会

6 後追いナショナリズムから革命ナショナリズムへ：ロシア

1861 アレクサンドル 2 世、農奴解放。インテリゲンツィアの活躍が盛んとなり、ナロードニキ(人民主義者)の運動が活発化する

1858-56 クリミア戦争、1877 露土戦争でトルコに侵出しようとするが、1878 ベルリン条約で押さえられる

1898 ロシア社会民主労働党、1903 ボルシェヴィキとメンシェヴィキに分裂

1905 血の日曜日事件、ソヴェート結成。国会開設、ヴィッテ首相。

ニコライ 2 世の反動政治、ストレイピンの改革。→1917 ロシア革命へ。

Ⅶ 植民地主義と人権

1 市民・国民と植民地

市民革命による市民社会の形成とそれをめぐる諸国民の争いは、初めから大航海時代以来の非西洋世界の植民地化を前提にしてのことであった。

ヨーロッパの自治都市に生まれた市民たちの自治の全社会化が、非ヨーロッパ世界の植民地化を前提にしつつ行われたことを肝に銘じておきたい。→民主主義的奴隷制

しかしこうしたやり方で、ヨーロッパは全世界を市民社会化していくことにもなったのである。→理性の狡智（ヘーゲル）

征服とは？ 社会膨張の、もっとも基本的な形態の1つ。大航海をつうじて、それが、絵に描くような形で実現する。

征服 Conquista、征服者たち Conquistadores

コルテス Cortés, Hernán, 1485?-1547 「新大陸のモーゼ」と称せられるほどインディオの改心にも熱心。←→ピサロ Pizarro, Francisco, 1475c-1541 無学無識字。インディオの改宗に熱心でなかったため、コルテスよりも低く評価。この2人が、ヨーロッパによる非ヨーロッパ世界の征服の象徴。

ラス・カサスの告発, 1552, 『インディアスの破壊についての簡潔な報告』（岩波文庫）
ユパンギ, ティトゥ・クシ述, 1570, 『インカの反乱：被征服者の声』（岩波文庫）

2 征服・略奪による資本と市場の形成

アメリカ大陸

スペイン：ブラジル以外を植民地化。インディオや黒人奴隷を酷使して、ポトシ銀山（ボリビア南部）などで莫大な金銀。

ポルトガル：カブラルがブラジルを「発見」。植民地に。

オランダ（1581 スペインから独立）：1621 西インド会社、北アメリカにニューアムステルダムを建設。

フランス：17C 初めからケベックなどカナダへ。他方、ルイジアナを入手。

イギリス：17C 初め、ヴァージニア。1664 ニューアムステルダムを奪い、ニューヨークに。ニューイングランド植民地の形成、←1620 メイフラワー号。

アジア

ポルトガル：1510 ゴアに総督府。香辛料貿易を独占していたムスリム商人を駆逐して、スリランカ、マラッカ、モルッカ諸島などを占領。1517 広州で明と通商。1557 マカオに居住権。（1543 種子島漂着、平戸へ。）世界商業が王室の独占事業で国内産業発展せず。

スペイン：フェリペ2世の時代にフィリピン。マニラを拠点にアジア貿易。

オランダ：1602 東インド会社。バタヴィア（ジャカルタ）を拠点に香辛料貿易。アンボイナ事件 1623 でイギリスをインドネシアから閉め出す。1652 南アフリカにケープ植民地、ブール人の祖

イギリス：アンボイナ事件後、インド経営に集中。ボンベイ、マドラス、カルカッタ。3回の対オランダ戦争をつうじて、17C 末に世界貿易の覇権。

フランス：1664 東インド会社再建（←17C 初頭アンリ4世の時代に創設）。コルベールのもとでインド進出。

3 植民地争奪戦とイギリスの覇権

18C 初め、イギリス スペイン継承戦争の結果、フランスから北アメリカを獲得。7年戦争 1756-63 と並行して、フレンチ・インディアン戦争、イギリス大勝利。

1763 パリ条約。イギリス、カナダ、ミシシッピ以東のルイジアナ、フロリダ、西イン

ド諸島の一部、セネガルを獲得。フランス、北アメリカの領土すべてを失う。

7年戦争と並行して、インドでも英仏の激しい争い。仏のデュプレクス、英を苦しめるが、かれの本国召還後、英のクライヴ、東インド会社の傭兵軍で、仏と地方豪族の連合軍をプラッシーの戦い 1757 に破り、イギリス領インドの基礎。

奴隷貿易：プランテーションで働かせるため。

三角貿易：ヨーロッパから武器、雑貨→アフリカから奴隷→アメリカから砂糖、綿花、タバコ、コーヒー→ヨーロッパへ

ヨーロッパ：資本蓄積、アフリカ：労働力喪失で大打撃

アフリカは 19 世紀末以降になって、イギリス、フランス、ドイツ、イタリアなどの手で急速に植民地化（領土化）。

4 西アジアからインドへ

西アジアではオスマン帝国の支配が続いていたが、18 世紀以降アラブ民族の目覚め。

アラビア半島でワッハーブ王国 1744c-1818, 1823-89、イスラーム改革運動の始まり。

エジプト：ムハンマド・アリー近代化 1805-1840、ウラービーの反乱 1881-82 を機会にイギリスが軍事支配に。

オスマン帝国：西欧化改革（タンジマート 1839-76）を進めたり、ミドハト憲法（アジア最初の憲法 1876）を発布したりしたが、ヨーロッパ諸国に押される。

イラン、アフガニスタンもイギリスに抑えられる。

インド、1526 ムガル帝国。イギリスとフランスとの抗争。1757 プラッシーの戦い。イギリス、1765 ベンガル、東インド会社領に。1767-99 マイソール戦争、南インドのマイソール王国を滅ぼす。1775-1818 マラータ戦争、インド中部に進出。1845-49 シク戦争、西北インドを支配下に。東インド会社、インド全域に。19C 初めには、ネパール、スリランカも占領。産業革命の結果、東インド会社の独占崩れ、イギリス商品が流入して植民地支配進む。

1857 シパーヒー（セポイ）の反乱←弾薬包に牛の脂と豚の脂。東インド会社反撃、1858 ムガル帝国を滅ぼす。イギリス、東インド会社を解散してインドの直接支配。1877 インド帝国、皇帝ヴィクトリア女王、巧みな植民地経営。

5 東南アジアから中国へ

ジャワ島、18 世紀半ばにマラタム王国が滅ぼされ、オランダの直接支配。ジャワ戦争=オランダへの大反乱 1825-30 のあと強制栽培制度。

マレー半島とミャンマー：イギリス 1826、ペナン、マラッカ、シンガポールを海峡植民地に。やがて 1895 マレー連合州を成立させて半島を支配。ミャンマーはインドに併合。

フィリピン：スペイン、メキシコ銀で太平洋ルート。カトリックに強制改宗・支配。

ヴェトナム：阮福暎が 1802 阮朝をたててフランスに抵抗するが、1887 カンボジア、ラオスとともにインドシナ連邦、フランスの植民地に。

中国：1840 アヘン戦争。1842 南京条約、香港の割譲。アメリカと望厦条約、フランスと黄浦条約。1856-60 アロー戦争、1858 天津条約、1860 北京条約、円明園の離宮廢墟に。

6 日本の両面性

1853 ペリー来航、1854 日米和親条約、1858 日米修好通商条約、1868 明治維新、1889 大日本帝国憲法、1890 二院制の議会。

この過程で、他方では、1875 江華島事件、1876 日朝修好条約、1885 日中天津条約、1894 甲午農民戦争（東学党の乱）、1894-95 日清戦争、1895 下関条約、台湾領有→ロシアと対立、1904-05 日露戦争、1910 韓国併合、1931 満州事変、15 年戦争へ。

VIII 労働者階級と人権

1 市民社会と資本主義および労働者階級

市民社会の経済的基礎は資本主義。

市民のうち、とくに豊かなものが資本家（ブルジョワ）になる。

シティズン：政治的市民、ブルジョワ：経済的市民

株式会社をつくる：一株一票制。

でも、商業資本主義だけでは駄目。

商業資本主義から産業資本主義へ。←宗教改革の影響：プロテスタンティズムの倫理、および産業革命：科学技術の発達。

産業革命をつうじて生み出される労働者階級からブルジョワ的人権概念の批判が始まり、人権概念の拡張が始まる。

2 産業資本主義が生み出した労働者

原始的蓄積：第1次エンクロージャー、15C半ばから17C半ば

トマス・モア『ユートピア』1516、「羊が人間を食んでいる」

労働力の商品化：労働力が商品のように売買されるようになる。とくに、第2次エンクロージャー、農業革命、18C、をつうじて

産業革命→工場制大工業の発達（工場への機械の導入）→機械打ち壊し、ラッドライト

Luddite 運動 1811-17

人口の都市集中→労働問題、社会問題

エンゲルス『イギリスにおける労働者階級の状態：19世紀のロンドンとマンチェスター』1845

貧困、住宅難、犯罪、公害問題、など

3 組合を結成して対抗へ

1824、25、団結禁止法が撤廃

1832 第1回選挙法改正。新興産業資本家など参政権。労働者、人民憲章 People' Charter を掲げて、チャーティスト運動へ。→5

1833 工場法

1871 労働組合法、組合運動合法化：労働組合の目的が取引の制限にあるという理由だけで不法なものとされることはない。

1875 共謀罪および財産保護法はさらに進んで、争議行為の刑事免責を定める。

1907 の労働争議法は民事免責を定める。

4 国際労働者運動の高まり

この間に、国際労働運動（インターナショナル）

1864 ロンドンで国際労働者協会。マルクスの活躍。

1871 パリ・コムューン、その後、バクーニンの攪乱などで、1876 解散。

1889 パリで第二インター。エンゲルスの指導。その後、平和運動などで活躍。

1914 第一次世界大戦。第二インターの分裂。資本家のナショナリズム vs. 労働者のインターナショナリズム という図式が崩れる。

1923 社会主義インターナショナルへ。

1917 ロシア革命後は、情勢が大きく変化。

しかし、1918 ドイツのワイマール憲法以後、労働組合は、先進各国に広まる。

ワイマール憲法：『人権宣言集』 p.199-、男女平等、人身の自由、両性同権の婚姻、集会の権利、社団・組合結成の権利、選挙の自由、信仰・良心の自由、芸術・学問・教授の自由、公民科と憲法

とくに経済生活について：正義の原則、所有権と義務、協同組合、団結の自由、包括的保険制度、労働機会の権利、労働者協議会、経済協議会

1935 アメリカのワグナー法以後は、不当労働行為を禁止、労使間の調停制度を設ける。

1946 日本は労働三法（労働組合法、労働関係調整法、労働基準法）を制定して、先進諸国の仲間入り。

5 普通選挙の普及にも貢献

イギリス

1832 第1回選挙法改正

労働者ら不満でチャーティスト運動←人民憲章 People's Charter

1846 穀物法廃止←コブデン、ブライトらの運動←地主のために高い関税をかける法律で産業資本家にも労働者にも不利

1849 航海法（1651 制定、国内産業保護のため、オランダ船の寄港を認めない）廃止
→自由貿易の徹底へ

1867 第2回選挙法改正、都市労働者の多数が選挙権獲得

1870 教育法、国民教育進む

1884 第3回選挙法改正、農業労働者なども選挙権、男子普通選挙に近づく

1918 第4回選挙法改正。21歳以上の男性と30歳以上の女性に。

1928 第5回選挙法改正。21歳以上のすべての成年男女に。

『人権宣言集』 p.102-、性別による欠格の除去

世界で最初に女性の参政権を認めたのはニュージーランド 1893

6 各国への波及：一株一票制から一人一票制へ

労働者が市民（シティズン）になる。少数民族、女性、も貢献。

フランス

1849 男子普通選挙、1944 女子にまで拡大。

アメリカ

19C 半ばから各州で男子普通選挙、19C 後半からいくつもの州で女子にも。

1870 連邦レヴェルで黒人にも選挙権（修正第15条）。

1920 連邦レヴェルで女子にも普通選挙→『人権宣言集』 p.125

ドイツ

1867 北ドイツ連邦で男子普通選挙、1871 ドイツ帝国全体に男子普通選挙

1918 ワイマール憲法、女子にも拡大→『人権宣言集』, 第109条

日本

1925 男子普通選挙。

1945 女子にも拡大、12月、衆議院議員選挙法改正公布。

ロシア

1905 ニコライ2世の「十月宣言」で国会開設と普通選挙が約束されるも、反動的な選挙法のもとで不完全にしか行われず。

1917 大革命で体制変わる。

IX 帝国主義・社会主義と人権

1 労働攻勢と対外侵出

第二次産業革命の進展：電力と石油、重工業、重化学工業、金融資本、独占の形成（カルテル、トラスト、コンツェルン）。これらに押されて列強は対外侵出へ。労働攻勢も、列強の政府と資本の、対外侵出への動機を高めることになる。労働者もしばしばこれに乗る。新たなナショナリズム——帝国主義ナショナリズム——の勃興。

イギリス：1875 スエズ運河を買収、1895 南ア戦争（ブール戦争）へ、最初の帝国主義戦争、1884 フェビアン協会、1906 労働党創立。

フランス：1875 第三共和政後、インドシナやアフリカに植民地。対ドイツ報復ナショナリズム、1887-89 ブーランジェ事件、1894-99 ドレフュス事件、1905 フランス社会党創立。ドイツにたいする警戒心から露仏同盟や英仏協商。

ドイツ：1888 ヴィルヘルム 2 世即位、親政への意欲、1890 ビスマルク辞職、世界政策←石炭、製鉄、紡績、化学で優位に。1875 ドイツ社会民主党、1890 社会主義者鎮圧法廃止後、急速に伸びる。1912 議会第 1 党に。

アメリカ：1898 米西戦争、フィリピン、グアムの領有、1899 門戸開放通牒で中国市場へ、1901 セオドア・ローズヴェルト、進歩主義、反トラスト法で資本を抑え、社会改革。1904 パナマ運河工事着手。

この間、アフリカ分割、太平洋諸地域分割、中国利権の争奪、が進む。

日本：1894-95 日清戦争、1904-05 日露戦争、1910 韓国併合、をつうじてこれに加わる。

2 帝国主義から世界戦争へ

帝国主義諸国の世界再分割の争いは世界戦争に発展する。帝国主義戦争。戦争と人権。独墺伊三国同盟と英仏露三国協商+日本。

第一次世界大戦：毒ガス、航空機、戦車、潜水艦の使用、総力戦。レマルク『西部戦線異状なし』1927、ヘミングウェイ『武器よさらば』1929、フォークナー『寓話』1954、等。

3 ロシア革命とソ連の成立

帝国主義戦争は、帝国主義世界体制のもっとも弱い環からの革命を引き起こす。

レーニンの考え：帝国主義戦争を内乱へ、内乱を労働者・農民の革命へ。

それは一時、フランス革命いらいの動きをさらに進め、市民の革命を労働者農民の革命にまで徹底するものと理解された。

そうならば、人権はさらに徹底した保障へと向かうはず。

1917 3 月革命、11 月革命→「ロシア諸民族の権利の宣言」『人権宣言集』 p.272-

1918 一党独裁政治、ドイツと講和、首都をモスクワに移転、18 歳以上の労働者・農民・兵士に選挙権、男女同権→「勤労し搾取されている人民の権利の宣言」『人権宣言集』 p.276-

「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法」『人権宣言集』 p.281-

干渉戦争←→赤軍、チェーカー、戦時共産主義 1918-22 からネップ（新経済政策）へ。

1922 ソ連結成←ロシア、ウクライナ、白ロシア、ザカフカース。

1924,1 新憲法。

4 スターリン主義と人権

ソ連のもとでスターリン体制が成立し、社会主義建設を進めたとされたが、その実態は極度の人権抑圧であった。

一党独裁、干渉戦争、などがその条件を作ったが、市民社会と民主主義の伝統の欠如が根本の原因。

1922 スターリン、書記長に。一国社会主義、世界革命説のトロツキーらを追放。

1928 第1次5カ年計画。重工業中心の工業化と、コルホーズ、ソフホーズ。

1933 第2次5カ年計画、軽工業にも力。

1936 ソヴェト社会主義同盟共和国憲法（スターリン憲法）→『人権宣言集』p.288-。社会構造。裁判。市民の権利・義務（労働の権利、休息の権利、老化・病気の保障、教育、男女平等、良心の自由、言論・出版・集会・示威の自由、身体の不可侵、外国市民の保護、兵役の義務）、選挙（候補者？）。

1938 第3次5カ年計画

独裁と個人崇拜。普通選挙、民族間平等、信教の自由、などは守られず。

1934 国際連盟加盟。1935 反ファシズム統一戦線。

5 全体主義とジェノサイド

第一次世界大戦に敗北したドイツ、イタリアは、「持たざる国」となり、領土拡大へのさらに大きな野望を抱くようになる。イタリアはファシズム、ドイツはナチズムへ。

日本も、領土と資源の不足から「持たざる国」意識を強め、独伊との同盟へ。そのため、国内の軍国主義化、全体主義化。大政翼賛会。天皇制ファシズム。

帝国主義ナショナリズムがさらに異常な形で膨張する。全体主義ナショナリズム。そのためのスケープゴート：ユダヤ人、朝鮮人・中国人。人種絶滅の試み：ホロコースト Holocaust, ジェノサイド Genocide。同化か、そうでなければ抹殺。創氏改名。

国家社会主義は形だけソ連に学ぼうとしたもの。

イタリア：1919 ファシスト党結成。1922 ローマ進軍→一党独裁。1935 エチオピア侵入。

ドイツ：1923 ミュンヘン一揆、1932 ナチス第1党に。1933 ヒトラー、首相に。1934 総統に。アウトバーンなどで景気対策。1935 ザール地方編入、再軍備。1936 ラインラント進駐、ヴェルサイユ体制破壊。その後にベルリン・オリンピック。

スペイン：1936 人民戦線政府。フランコ反乱。ゲルニカ爆撃。1939 マドリード陥落。

日本：1923 関東大震災。1927 金融恐慌。1929 世界経済恐慌波及。1931.9.18 柳条湖事件、満州事変。1932 上海事変、満州国建国。国際連盟、リットン調査団、自衛権によるものと認めず。1933 国際連盟脱退。1934 中国共産党、長征（大西遷）。1935 国民党政府、通貨統一。共産党、民族統一戦線結成呼びかけ。1937 廬溝橋事件、第2次国共合作。日中戦争へ。南京大虐殺。1940 東亜新秩序、南京に汪兆銘政権

1937 日独伊三国防共協定。

6 第二次世界大戦と原爆投下

全体主義の侵略にたいして、英米がソ連と手を結んで対戦する。まずイタリアが降伏し、次にドイツが降伏し、最後まで残っていた日本が、原爆を投下されて降伏する。

全体主義の暴虐。が、原爆を実際に投下する必要があったか？ 実験？ 人種差別？

1938 ドイツ、オーストリア併合。ミュンヘン会談。1939.8.23 独ソ不可侵条約。1939.9.1 ドイツ、ポーランド侵攻。9.3 英仏宣戦布告、第二次世界大戦始まる。ソ連、9.17 ポーランド侵入、11 フィンランド侵入、1940 バルト3国、ルーマニア・ベッサラビアを併合。同年、ドイツ、フランスなど占領。イタリア参戦。フランス、レジスタンス始まる。1941 独ソ戦開始。ドイツ、強制労働、強制収容所。対独武装抵抗運動（パルチザン）

1940 日独伊三国同盟。1941 太平洋戦争。大東亜共栄圏：文化の押しつけや強制労働、従軍慰安婦。1942 ミッドウェー海戦、敗北の一途。1943.9 イタリア無条件降伏。1945.5 ドイツ無条件降伏。1945.2 ヤルタ協定。4 沖縄上陸（沖縄戦は 3.26 開始、6.23 組織的戦闘止む）。7.26 ポツダム宣言。8.6 広島。8.9 長崎。

原爆と人権。「にんげんをかえせ」（峠三吉, 1952, 『原爆詩集』青木書店）。

X 国際社会と人権

1 国際連盟の失敗

国際連盟 League of Nations

1919 ウィルソンの 14 カ条にもとづいてつくられる。

ジュネーヴに本部。総会、理事会、連盟事務局。国際労働機関、国際司法裁判所。
ドイツ、ソ連除外。アメリカも上院の反対で不参加。侵略者を制裁する軍事力欠く。

1926 ドイツ加盟。1934 ソ連加盟。

1928 不戦条約 (15 カ国→63 カ国)

東アジアの動き

1919 三・一独立運動 (朝鮮)、五・四運動 (中国)、1921 中国共産党結成、1924 第一次国共合作、1925 五・三〇運動 (中国)

1928 蒋介石中国統一、張作霖爆殺事件

1931 中華ソヴィエト共和国臨時政府 (江西省瑞金)

1932 日本、溥儀を擁して満州国建国。国際連盟リットン調査団、自衛権発動との日本の主張退ける。

1933 日本、ドイツ、国際連盟脱退。1937 イタリアも脱退。三国防共協定。

1939 フィンランド侵略を理由にソ連を除名。国際連盟総会、理事会、機能停止。

2 国際連合の結成

1941 米英が大西洋憲章。

1942 ソ連など 15 カ国も賛成。

1944 ダンバートン・オークス米英ソ中 4 大会議、国際連合憲章草案。

1945.4 サンフランシスコ会議 (50 カ国参加)。

1945.10 国際連合成立。ニューヨークに本部。

総会

安全保障理事会、米英仏ソ中、拒否権

国際労働機関、国際司法裁判所を国際連盟から引き継ぐ。ほかにユネスコ、世界保健機関などの専門機関、国連児童基金(UNICEF)などの補助機関。

3 世界人権宣言 Universal Declaration of Human Rights の採択

1948 第3回総会、満場一致、出席した 56 カ国のうち、48 カ国賛成、8 カ国 (ソ連、白ロシア、ウクライナ、チコスロヴァキア、ポーランド、ユーゴスラヴィア、サウディアラビア、南アフリカ連邦) は棄権。欠席は 2 カ国。

「人類憲法の前文」。12月10日、世界人権デー。→『人権宣言集』p.398-

国際連合憲章 (1945.10.24 発効) を前提。

自由権的諸権利：1. 平等、2. 被差別、3. 生存・自由・身体の安全、4. 奴隷禁止、5. 拷問禁止、6. 法の保護、7. 法の前での平等、8. 救済を受ける権利、9. 恣意的逮捕・拘禁・追放の禁止、10. 裁判を受ける権利、11. 無罪の推定・法による処罰、12. 私事権、13. 移動・国内外出入りの権利、14. 迫害を逃れる権利、15. 国籍権、16. 男女平等・家庭の保護、17. 財産権、18. 思想・良心・宗教の自由、19. 意見・発表の自由、20. 集会・結社の自由

参政権：21. 参政権 (平等な普通選挙)

社会的諸権利：22. 社会保障権・経済的・社会的・文化的権利、23. 労働・同等報酬・尊厳に値する生活・労働組合権、24. 労働時間の制限・休息・余暇権、25. 健康福利権・母子・児童保護権 (嫡出であると否とにかかわらず)、26. 教育権・人権と平和のための教育、

27. 社会文化権・著作権

一般規定：28. 社会的・国際的秩序を享有する権利、29. 個人の社会への義務、権利の制限は目的にかなう場合のみ、反国連はない 30. 権利・自由破壊の権利・自由はない

4 敗戦国の未加入

イタリア：1946 国民投票で共和政に。1947 パリ講和条約で海外領土放棄。1947.12 イタリア共和国憲法→『人権宣言集』p.254-。労働に基礎を置く民主的共和国。戦争の否認。芸術・科学の自由。組合組織の自由。協同組合の社会的機能。兵役の義務。

ドイツ：1945.8 のポツダム協定で分割占領。ニュルンベルク国際軍事裁判。

1949.5 ドイツ連邦共和国（西ドイツ）とドイツ民主共和国（東ドイツ）に。

ボン憲法（『人権宣言集』p.218-）、ワイマール憲法の延長。非嫡出子の保護。良心的兵役拒否の自由。所有権と公共の福祉。権利乱用の禁止。死刑廃止。西ドイツは 1954 パリ協定で主権回復。

東ドイツ憲法（『人権宣言集』p.231-）。Volk 人民。労働力は国により保護。同一労働同一賃金。経済は社会正義の原則に則る。ナチなどの公用徴収。カルテルなどの禁止。大土地所有の廃止と分配。土地などは人民所有権に。婚外子の保護。就学義務は 18 歳まで。私学の禁止。大学、人民大学。

日本：アメリカ主導で軍隊解散・財閥解体・農地改革・教育改革。極東国際軍事裁判。1946 日本国憲法。→『人権宣言集』p.390-。侵すことのできない永久の権利。個人として尊重。表現の自由。健康で文化的な最低限度の生活。勤労者の団結権・団体交渉権。

5 新興諸国の未加入

アジア・アフリカの植民地従属国は第二次世界大戦終結直後から独立への動きを始めるが、国連結成と世界人権宣言の時期にはまだ独立国ではなかった。

ヴェトナム：1945.9 独立宣言を発するが、独立達成までには長い年月。独立宣言→『人権宣言集』p.344-

中国：1947 中華民国憲法（『人権宣言集』p.350-）を公布するも、国民党と共産党の争いで、1949 中華民国と中華人民共和国に分裂。1954 中華人民共和国憲法。『人権宣言集』p.375-

インド：1947 インド連邦とパキスタンに分かれて独立。インドは 1950 カーストによる差別禁止などを含む憲法を発布。『人権宣言集』p.356-

その他諸地域でも独立運動が進展。

アラブ諸国以外のアフリカ地域の多くは 1960 年代に入ってから。

6 米ソ冷戦の開始

1946 チャーチル、鉄のカーテン演説。バルト海からアドリア海まで。

1947 トルーマン・ドクトリン、マーシャル・プラン。

ソ連東欧、コミンフォルムで対抗。

1948 大韓民国と朝鮮人民民主主義共和国成立、朝鮮半島南北分断。

1949 ソ連東欧、経済相互援助会議（コメコン）

西側 12 カ国、北大西洋条約機構（NATO）

ドイツ、東西に分裂。

中華人民共和国と中華民国の分立。

1950 朝鮮戦争。休戦まで 3 年。

1951 サンフランシスコ講和会議、日米安全保障条約。

東西冷戦へ。